Ⅲ 関連する他の法律や分野との関係

Ⅲ一1 医療

にりょう ごうどうさぎょうちーむ 医療・合同作業チームでは、障害者の医療をめぐる現状を踏まえつっ、障害者は保護の対象ではなく権利の主体であるとの考えに立ち、障害とうじしゃ けいけん そく してん しょかだい かいけつさく 当事者の経験に即した視点から、諸課題への解決策につながるよう、制度の かた いたんとう おこな かた かかた かいけつさく せいど の たり方につき検討を行った。

だい き せいしんいりょう ちゅうしん だい き がっ (第 1 期 (H22. $10\sim12$ 月) には精神医療を中心に、第 2 期 (H23. $1\sim6$ 月) しょうがい しゅべっ と しょうがいしゃ せいかっ ささ ちいきいりょう しゅだいには、障害の種別を問わず、障害者の生活を支える地域医療を主題として検討。)

ひょうだい ちいき しょうがいしゃ せいかつ ささ いりょう じつげん む りねん 【表題】「地域における障害者の生活を支える医療」の実現に向けた理念 せいどきばん こうちく と制度基盤の構築

けつらん 【**結 論**】

- 障害者が地域で暮らし社会参加できるようにするためには、適切ないりょう ていきょう ふかけっ いりょう ふくしさーびすおよ ほけんさーびす 医療の提供が不可欠である。医療は、福祉サービス及び保健サービスとゆうきてきれんけい かくほ ていきょう ひっょう の有機的連携を確保しながら提供される必要があるという、障害者そうごうふくしほう りねん いりょうほけん ぶんや ほうりっ かくりっ 総合福祉法の理念は医療保健の分野にかかる法律においても確立されるべきである。
- の また、包括的なサービス提供の基盤となるものとして、個々の障害者たい、そうだんしえん。 さい とうがいしょうがいしゃ ふくし ほけん いりょう にって 対する相談支援の際、当該障害者の福祉・保健・医療にわたるニーズ に対する相談支援が自己決定への支援と一体的に提供され こことが必要である。このような本人の希望を踏まえた総合的な支援が はいったいできるとが必要である。このような本人の希望を踏まえた総合的な支援が いりょうほけん ぶんや ほうりつ 管書者総合福祉法のみならず、医療保健の分野にかかる法律において きばんせいび ゆうきてきれんけい した も実施できるよう、基盤整備が有機的連携の下になされなければならない。

せつめい 【説明】

しょうがいしゃ たい いりょう しっぺい たい ちりょう ていきょう いりょう いがく 障害者に対する医療は、疾病に対する治療を提供する医療(医学 もでる もと いりょう あ すがた い いがくもでる ここ モデルに基づく医療)とは在るべき姿を異にする。医学モデルではなく個々の いりょう しょうがいしゃ せいかつ じょうきょう きばん にちじょうせいかつ ささ ふかけつ さーびす 障害者の生活の状況を基盤として、日常生活を支える不可欠のサービス いりょう ほけん ふくし せいかつしえん さーびす ゆうきてきれんけい かくほとして、医療が、保健、福祉、生活支援のサービスと有機的連携を確保し ていきょう じゅうよう かんてん しょうがいしゃ たいつつ 提供 されることが 重要である。このような観点から、障害者に対す ちいきいりょう こうじょうはってん りねん せいどきばん こうちくる地域 医療をさらに向上発展させていくための理念と制度基盤の構築が、 しょうがいしゃそうごうふくしほう いりょうほう ちいきほけんほうとう かんけいほうれい 障害者総合福祉法のみならず医療法、地域保健法等の関係法令のも _{ひつよう} とでも必 要である。

ひょうだい しょうがいしゃ いりょうひこうひふたんせいど みなお 【表題】障害者の医療費公費負担制度の見直し けつろん 【**結 論**】

しょうがいしゃ いりょうひこうひふたんせいど みなお さい げんこう じりつしえん 障害者の医療費公費負担制度の見直しに際しては、現行の自立支援 とくていしっかんちりょうけんきゅうじぎょう しょうにまんせいとくてい特定疾患治療研究事業、小児慢性特定 にりょうせいど とくていしっかんちりょうけんきゅうじきょう しょうにまんせいとく に 医療制度のみならず、特定疾患治療研究事業、小児慢性特定 しっかん ちりょう けんきゅう じぎょう こうがく りょうようひせいど とどうふけん じゅうど しんしん疾患治療研究事業、高額療養費制度、都道府県の重度心身 しょうがいじしゃいりょうひじょせいせいどとう そうごうてき けんとう たいしょう ひつよう 障害児者医療費助成制度等を総合的に検討の対象とする必要が ある。

せつめい 【説明】

ちいき せいかつ しょうがいしゃ しょうがい しゅるい がいらいとう 地域で生活する障害者は、障害の種類にもよるが、外来等により はんぷくけいぞく いりょう う ひつよう ばあい おお けいざいてきふたん 反復継続して医療を受ける必要がある場合が多く、その経済的負担は ほんにん ふたんのうりょく ひ かじゅう ひつよう いりょう てきじ本 人の負担能力に比して過重となりやすい。また、必要な医療が適時 てきかく う 的 確に受けられるようにすることは 障 害 の重度化を予防する 観 点 からも であり、経済的負担の過重感からこれが妨げられることがあっては じゅうよう かんてん じりつしえんいりょう さまざま いりょうひこうひならない。こうした観点から、自立支援医療のみならず、様々な医療費公費 ふたんせいど もと こう ふたんけいげん しく そうごうてき けんとう 負担制度に基づき講じられている負担軽減の仕組みを総合的に検討して いく必要がある。

えんぽう せんもんいりょうきかん つういんこうつうひとう けいざいてきふたん おも遠 方の専門医療機関への通院交通費等の経済的負担が重く、

たいおう ひつよう 対応が必要である。

ひょうだい いりょうてきけ あ にな て かくほ【表題】医療的ケアの担い手の確保

けつろん 【**結 論**】

- 〇 重度の障害者の地域生活を支援するため、日常的に必要となるいりょうできけるになって、ふいりょうできけるになって、ふいりょうできない。 ひつよう かいごしょくいんとう かん 医療的ケアの担い手を増やしていく必要があり、介護職員等に関するほうれいじょう きてい せいび いりょうかんれんしょくしゅ かん ほうれい ちょうせい 法令上の規定の整備や医療関連職種に関する法令との調整がひつよう 必要である。
- O また、障害者の高齢化に伴い、医療的ケアを必要とする人が増えることからも、その担い手を増やしていく必要がある。

せつめい 【説明】

へいせい ねん しゃかいふくししほうおよ かいごふくししほう かいせい へいせい ねんど 平成23年の社会福祉士法及び介護福祉士法の改正により、平成24年度 から、たんの吸引と経管栄養について、看護師等だけでなく、一定の研修を受けた介護職員等も行うことができるようになった。研修受講の便宜をはか りつつ、これらの医療的ケアをになう介護職員等を増やしていくととも いりょうてきけあ にちじょうてき ひっよう に、医療的ケアを日常的に必要とするより多くの障害者が地域で円滑 せいかつ おく たまう介護職員等が実施できる医療的ケアの範囲をさらに生活を送れるよう介護職員等が実施できる医療的ケアの範囲をさらに けんとう ひっよう なくだい けんとう ひっよう なっとも検討する必要がある。

ひょうだい じゅうどしんたいしょうがいじしゃ じゅうしょうしんしんしょうがいじしゃ いりょう ちいきせいかつ 【表 題】重 度 身 体 障 害 児 者、重 症 心 身 障 害 児 者の医 療と地域生 活けつろん 【結 論】

じゅうどしんたいしょうがいじしゃ じゅうしょうしんしんしょうがいじしゃ しょうがいしゃ Φ 事 度 身 体 障 害 児 者 や 重 症 Φ り 障 害 児 者 にとっては、 障 害 者

そうごうふくしほう ちょうじかんかいじょさー びす あい ちいきせいかつ おく 総 合 福祉法による長 時間介助サービスと相まって、地域生活を送る にーず そく いりょうさー びす みぢか う たいせいうえでのニーズに即した医療サービスが身近なところで受けられる体制 にちじょうてき いりょうてきける ひごろかいじょ かいじょしゃ かいじょしゃと、日常的な医療的ケアが日頃介助している介助者によって行いうたいせい こうちく ひつよう どうじ しょーとすてい ふくる体制を構築することが必要である。同時に、ショートステイも含めたしせつ にゅういん にゅうしょきのう かくほ じゅうよう 施設への入院・入所機能の確保も重要である。

せつめい 【説明】

にようがい じゅうど ちいき せいかつ しえん こう にっちょう であっても地域で生活できるよう支援を講じていくことが ちょうじかんかいじょさー びす ていきょう あい 重要である。このためには、長時間介助サービスの提供と相まって、にちじょうてき いりょう かくほ 日常的な医療の提供が確保されること、また、生命と生活のせーフティネットとしての施設機能が確保されることが重要であり、そのような体制を充実させるための関係法令の整備が必要となる。

ひょうだい なんびょうとう しょうがいしゃ いりょう ちいきせいかつ 【表題】難病等のある障害者の医療と地域生活 けつろん 【結論】

- 0 難病その他の希少疾患等のある障害者にとっては、身近なところで難病その他の希少疾患等のある障害者にとっては、身近なところで専門性のある医療を受けることができる体制及び医療を受けながら、はたら、つづしゅうろうかんきょう。もと働き続けることのできる就労環境が求められ、このための法令の整備が必要である。
- th なんびょうとう けんとう かい せっち 難病等について検討する会を設置するものとする。

せつめい 【説明】

がいねんせいり すす ひつよう 難病等のある障害者について、概念整理を進める必要があるが、なんちせいまんせいしっかん ひと ふく はばひろ にがした なんちせいまんせいしっかん ひと かられたい なんちせいまんせいしっかん ひと かられたい はばひろ にっかいしょうがいしゃそうごうふくしほう せいかっしえん こう しゅうろうぶんや ほうれい いりょう う ちいきせいかっとく はたら アグス び就労分野の法令において、医療を受けながら地域生活、特に働き続いることができる環境の整備について規定していくことが必要である。

あら せっち なんびょうとう けんとう かい じょうきこうもく 新たに設置する難病等について検討する会においては、上記項目をは

とくていしっかんちりょうけんきゅうじぎょう たいしょうしっかん なんじせいしっかん けんきゅうじめ、特定疾患治療研究事業の対象疾患や難治性疾患の研究のあかた しょうにまんせいとくていしっかん きゃりーぉーば けんとう ちょうきこうがくいりょうり方、小児慢性特定疾患のキャリーオーバーの検討、「長期高額医療こうがくりょうようひ みなお ぎろん ふ けんとう おこなの議論を踏まえつつ、検討を行うものとする。

ひょうだい せいしんしょうがいしゃ いりょう ちいきせいかつ【表題】精神障害者の医療と地域生活

けつろん 【**結 論**】

- 「せいしんしょうがいしゃ そうごうふくしほう あんしん ちいきしゃかい 精神障害者にとっては、総合福祉法において、安心して地域社会でじりつ せいかつ おく せいかつしえん そうだんしえん もと いりょう 自立した生活を送るための生活支援や相談支援が求められるが、医療ぶんや ふくしさー びす れんけい ちいき みぢか ひつよう の分野においては福祉サービスと連携しつつ、地域の身近なところで必要つういんいりょう ほうもんしんりょう う たいせい もと る そうごうな通院医療や訪問診療を受けられる体制が求められる。なお、総合びょういん せいしんか せっち もと 病院における精神科の設置が求められる。

せつめい 【説明】

ちいきいこう しきゅうけってい そうだんしえん こう せんた きのう こう 地域移行、支給決定、相談支援の項におけるセンターの機能は、この項 みっせつ かんけい とも密接に関係する。

じんけんほしょう かんてん しゃかいてきにゅういん かいしょう ちいきいこうとう (※ なお、人権保障の観点からの社会的入院の解消、地域移行等に べっこう きじゅつ ついては、別項で記述する。)

ひょうだい はったつしょうがいしゃ いりょう ちいきせいかつ 【表題】発達障害者の医療と地域生活けつろん【結論】

はったつしょうがいしゃ ちいき せいかつ そうごうふくしほう もと 発達障害者にとって、地域で生活できるためには、総合福祉法に基 せいかつしえん みぢか さく生活支援とともに、身近なところで専門的な治療をうけられるたいせい かくりつ せいび もと 体制の確立・整備が求められる。

せつめい 【説明】

とく はったつしょうがい しんだん ちりょう かかり ししんとう ふきゅう にな 特に、発達障害の診断・治療に係る指針等を普及させ、これらを担 のうりょく じゅうぶん そな いしとう いりょうじゅうじしゃ ふ いりょう じゅうじしゃ ふ いりょう じゅうじしゃ ふ いりょう しゅうじゅうじしゃ ふ いりょう とうやく さ てきせつ しえん つつみきょう たいせい の質を上げる(不必要な投薬を避け、適切な支援を提供する)体制のかくりつ せいび もと 確立・整備が求められる。

ひょうだい せいしんしょうがいしゃ かか ひじはつてきにゅういん にゅういんちゅう こうどうせいげん 【表題】精神障害者に係る非自発的入院や入院中の行動制限 けつろん 【結論】

- かんけい ほうりつ せいしんほけんふくしほう いりょうほうとう ばっぽんてき みなお 〇 関係する法律(精神保健福祉法、医療法等)を抜本的に見直し、 いか じこう も こ 以下の事項を盛り込むべきである。
- せいしんしょうがいしゃ ちいきしゃかい じりつ じりつ せいかつ いとない 精神障害者が地域社会で自立(自律)した生活を営むことができるよけんり ほしょう ふ きてい せいび しゃかいてきる、権利の保障を踏まえた規定を整備することにより、いわゆる社会的にゅういん かいしょう 人院を解消すること
- ひじはつてき にゅういん にゅういんちゅう こうどうせいげん じんけんせいやく ともない 非自発的な入院や入院中の行動制限については、人権制約を伴うものであることから、本人の意に反した又は本人の意思を確認することができない状況下での適正な手続に係る規定とともに、医療内容に踏みているが、大阪での適正な手続に係る規定とともに、医療内容に踏みるが、大阪での観点から第三者機関による監視及び個人救済を含む適切な運用がなされることを担保する規定を整備すること
- さい だいさんしゃきかん ひつようけいひ こっこ ふたん・その際、第三者機関の必要経費は、国庫が負担すること

せつめい 【説明】

せいしんかびょういん にゅういん いりょう ていきょう げんそく ほんにん じゆう いし もと精神科病院への入院や医療の提供は、原則、本人の自由な意思に基づいて行われるべきであり、これは自己決定権という基本的人権の一つでえ ひじはつてきにゅういん にゅういんちゅう こうどうせいげん おこな ばあいある。やむを得ず非自発的入院や入院中の行動制限が行われる場合にお

ひょうだい にゅういんちゅう せいしんしょうがいしゃ けんりょうご【表題】入院中の精神障害者の権利擁護けつろん【結論】

O 精神科病院における権利擁護については、総合福祉法における だいさんしゃ ほうもん けんりょうごせいど れんけいきょうりょく かんてん せいしん 第三者の訪問による権利擁護制度と連携協力する観点から、精神 保健福祉法の見直しの課題として、入院中の精神障害者も含む せいしんかびょういん けんりょうご ていちゃく せいじん しょうがいしゃ ふく 精神科病院における権利擁護を定着させるための制度(例えば おんぷずぱーそんせいど いち オンブズパーソン制度)を位置づける必要がある。

せつめい 【説明】

せいしんかびょういん にゅういんしゃ 精神科病院の入院者については、現行の精神保健福祉法においては まのうしんさかい はいしんいりょうしんさかい はな では 種々の問題を有しており、機能していない。そのため、入院中の精神障害者も含む精神科病院におけるけんりょうご ていちゃく せいど たと おんずぱーそんせいど ひつよう 権利擁護を定着させるための制度(例えばオンブズパーソン制度)が必要になっている。大阪府では、精神科病院に市民が訪問し、利用者の声をもとに処遇や療養環境の向上を目指す精神医療オンブズマンが制度(現在の療養環境サポーター活動)として取り組まれている。

ひょうだい せいしんしょうがいしゃ たい せいしんいりょう しつ こうじょう 【表題】精神障害者に対する精神医療の質の向上けつろん 【結論】

- せいしんしょうがいしゃ にゅういん に ー ず せいさ くになら とどうふけん せいしんか 精神障害者の入院ニーズを精査し、国並びに都道府県は精神科 びょうしょう さくげんけいかく た にゅういん か ちいきいりょう たいせい こうちく 病床の削減計画を立て、入院に代わる地域医療の体制を構築する ひつよう ことが必要である。
- いし かんごしとう せいしんいりょう あ じんいん ひょうじゅんなら しんりょうほうしゅう 医師や看護師等の精神医療に充てる人員の標準並びに診療報酬

いっぱんいりょう すく せってい げんこう きじゅん あらた てきせいを一般医療より少なく設定している現行の基準を改め、適正なびょうしょう ひつよう じんいん はいち せいしんいりょう しつ こうじょう病床数と必要な人員を配置し、精神医療の質を向上するためのこんきょ きてい もう ひつよう根拠となる規定を設ける必要がある。

せつめい 【説明】

すいてい まんにん い しゃかいてきにゅういん かいしょう 推定で7万人と言われている、いわゆる「社会的入院」を解消するた にゅういん か ちいきいりょう たいせい こうちく ふかけつ ちいきめには、入院に代わる地域医療の体制の構築は不可欠であり、これは地域いこう しげんせいび こう けいかく みっせつ かんれん 移行、資源整備の項における計画とも密接に関連する。

せいしん いりょう ていきょう あ はっぱん いりょう どうよう 精神 医療 の提供 に当たっては、一般 医療 と同様、いんふぉーむどこんせんと え げんそく てってい インフォームドコンセントを得るという原則を徹底するとともに、身体こうそく へいさくうかん しょぐうとう こうどうせいげん きょくしょうか 拘束や閉鎖空間での処遇等の行動制限を極小化するべきであり、そのちいきいりょう たいせい こうちく せいしんいりょう しっ こうじょう ためにも、地域医療の体制の構築と精神医療の質を向上するためのこんきょ もう けることが必要である。

ひょうだい ほごしゃせいど 【表題】保護者制度

けつろん 【**結 論**】

せつめい 【説明】

下いりょうほごにゅういん かわり どうい ふく ほごしゃせいど もんだいてん かいしょう 医療保護入院に係る同意を含む「保護者制度」の問題点を解消するために、自らの判断と選択による医療の利用が保障されるべきことを確認 ひじはつてき にゅういんとう さい こうてききかん せきにん は せいどするとともに、非自発的な入院等の際に公的機関がその責任を果たす制度 こうちく だうにゅう ともな ほごしゃせいど はいし を構築し、その導入に伴い保護者制度は廃止する。

ひょうだい しょうがい りゆう いりょうていきょう きょひ きんし【表題】障害を理由とした医療提供の拒否の禁止けつろん【結論】

しょうがいしゃ とく せいしんしょうがいしゃ しんたいしっかんがっぺいしょう たい いっぱん 障害者、特に精神障害者の身体疾患合併症に対しては、一般 じっさい いりょうげんば 病院において入院治療は可能であるにもかかわらず、実際の医療現場 しょうがいしゃ とく せいしんしょうがいしゃ りゆう しんたいてきちりょう きょひでは障害者、特に精神障害者であるとの理由で身体的治療を拒否 すべ しょうがいしゃ たいしょう しょうがい りゆう されることが多い。よって、全ての障害者を対象とした「障害を理由と いりょうていきょう きょひ きんし せいど あらたただ いりょうほうしこうきそくした医療提供の拒否」を禁止するよう制度を改正し、医療法施行規則 だい じょう こう はいし けんとう 第10条3項についても廃止を検討する。

せつめい 【説明】

せいしんしょうがいしゃ せいしんしっかん も おいき せいかつ いっぱんびょういん 精神障害者が精神疾患を持ちながら地域で生活するには、一般病院 ふく みぢか こうしん にゅうしん じゅしん こうしん しゅうよう とく しんたいしっかんがっぺいしょう たい しょうがいしゃ りゅう いりょうていきょう きょひ 特に身体疾患合併症に対しては「障害を理由とした医療提供の拒否」 はあってはならず、このことは精神障害者にのみならず障害者全般に関しゅうようかだい さい せいしんしっかん ちりょう ば たしっかん とりょうがいしゃせんぱん かりる重要課題である。その際、精神疾患の治療の場を他疾患と同様にいっぱんいりょう なか く こ せいしんかいりょう あくせす しっぱんいりょう なか く こ せいしんかいりょう あくせす しっぱんいりょう なか く こ せいしんかいりょう あくせす とうきはっけん いりょうほうしこうきそくだい じょう こう にいはつよぼう そうきはっけん いりょうほうしこうきそくだい じょう こう も廃止の検討が必要である。

ひょうだい しょうがいしゃ たい しかほけん しかいりょう じゅうじつ 【表題】障害者に対する歯科保健・歯科医療の充実 けつろん 【結論】

O 障害者、特にアテトーゼや行動障害を伴う障害者に対し、身近な 障害者、特にアテトーゼや行動障害を伴う障害者に対し、身近な しかほけんさーびすおよ しかいりょう ていきょう たいせい せいび ところで歯科保健サービス及び歯科医療を提供する体制の整備・じゅうじつ いんない ちりょう ぶってきせつび せいびしえん しかいしとう 充実のため、院内で治療できるよう、物的設備の整備支援、歯科医師等 たい しょうがい かん けんしゅう ほうもんちりょうとう いりょうほうとう かんれんに対する障害に関する研修、訪問治療等につき、医療法等の関連 ほうれい きてい みなお ひつよう 法令の規定の見直しが必要である。

せつめい 【説明】

しょうがいしゃ しかちりょう えんかつ う こんなん じょうきょう いぜん 障害者にとって歯科治療を円滑に受けることが困難な状況が依然と そんざい しかいりょうおよ よぼう しょうがいしゃ けんこうほじ がくしゅうして存在する。歯科医療及び予防は、障害者にとって、健康保持、学習

はったつ とく しょうがいじ せいかつきのう かいふくこうじょう じゅうよう げんじょう かいぜん 発達 (特に障害児)、生活機能の回復向上に重要であり、現状の改善ふかけつ が不可欠である。